

週刊

こんにちは 山田耕平 です

2012.3.1 No.62

このニュースへのご感想
ご意見をお寄せください!

杉並区善福寺2-2-11
TEL 090-9973-0941
ホームページ
リニューアル中

都議会第一回定例会 吉田信夫都議会議員が代表質問



質問する吉田都議

傍聴へのご参加あり
がございました。

外環道など大型開発ストップ 防災・放射能対策、暮らし優先へ

二月二十八日(火) 都議会第一回定例会で吉田信夫都議会議員・都議団長が代表質問を行ないました。大勢の方が傍聴に駆け付け、杉並区議団からも、くすやま区議団長・新人議員3名が参加しました。

吉田都議は質問で、石原都知事が外環道路建設などを始めとする大型開発優先の政治を加速させていることを厳しく批判し、自治体本来の役割である「防災・放射能対策」や「暮らしと福祉を守る施策」を拡充するよう求めました。

全都的な調査をもとに都民の切実な実態を明らかにする質問内容に対し、都知事や担当所管の答弁は、大型開発に固執し、遅れている防災対策や不十分な放射能対策への特別な手立てを取らないとする、不十分なものでした。

福祉施策の拡充にも、極めて後ろ向きな答弁に終始し、都民の生活実態を直視しない、問題のある姿勢が明らかになりました。

一般質問項目と録画映像配信

- 防災対策について
- 放射能対策について
- 暮らしと福祉について
- 中小企業対策について
- 外環道路計画について
- オリンピック招致問題について

代表質問の録画映像は、都議会ホームページでご覧になれます。

ホームページ右上の囲み「インターネット中継」のライブ中継・録画映像の項目から、「平成24年第一回定例会録画映像」をご参照ください。

住民の命と暮らしを守るために

都の施策の後退は、杉並区政にも多大な悪影響をもたらす大問題です。特に防災・放射能対策は緊急対応が必要な事態でもあります。都議団や都内の地方議員団と連携し、都の姿勢を正すことが重要です。

今週の一こま

車が好き、でも爆睡…

息子は車が好きです。実家の車を借りて乗車する際は、いつもキャッキッと大喜び。しかし、車に乗った途端にスヤスヤと寝てしまいます。微妙な揺れが眠気を誘うのでしょうか。



今のところ、車酔いとは無縁で助かっています。ドライブが好きなのは、私譲りですね。

いつでも、どこでも、スヤスヤ

外環の2地上部街路についての詳細な質疑(都知事の認識など)について3月13日又は15日の予算特別委員会にて一問一答形式で質疑が行なわれる予定です。

一般質問の詳細と区の答弁内容

保育の市場化について

民主党政権は、保育制度に「子ども・子育て新システムの導入をすすめている。

質問 保育園入園について、児童福祉法24条にもとづく制度という観点から、現行保育制度では「保育に欠ける児童は、市町村が保育しなければならない」と定められており、区が入園の決定を行なっている。新システムで、24条が改定された場合、自治体の責任はどうなるのか、区の見解を伺う。

答弁 先に公表された基本制度取りまとめ(案)では、児童福祉法と(仮称)子ども・子育て支援法の二法の中に、実施主体となる基礎自治体の権限と責務を明確にし、国・都と連携しながら、全ての子どもの健やかな育ちを重層的に保障することとしている。

質問 新システムの導入では保育料負担が「受けたサービスによって負担する」応益負担となることが懸念されている。応益負担は、いち早く障害者分野で導入され、大問題となった。今後の保育料のあり方について区の見解を伺う。

新システムの布石として、一部の自治体で児童福祉施設の最低基準が廃止され、地方の条例で定められることとなった。新システムが導入されれば、規制緩和が一気に進み、現在ですらOECDからも警鐘を鳴らされている保育最低基準は切り崩される。国の動向によらず、今後も居室面積を確保しなければならないと考えるが、いかがか。

今後、保育園の経営上のコストを抑えるために、手のかかる児童は入所させない等の逆選択が起りかねない。保護者と保育施設の直接契約が導入されれば、低所得の児童や障害児が受け入れられなく心配もある。直接契約により発生する弊害について、区の見解を伺う。

答弁 未だ詳細が明らかではないので、今後の具体的な制度設計等を注視する。

質問 杉並区が認可保育園の増設に踏み出した姿勢は評価できるが、経営主体を株式会社に丸投げしては、現場の保育士の労働環境の悪化等に象徴される「保育の質」の低下に直結しかねない。認可保育園の増設は、区立や社会福祉法人を基本とすべきと考えるが、区の見解を伺う。

答弁 新システムの理念を踏まえ、多様な事業主体が、保護者の期待に応える質の高い保育を行なっていくよう、区として、適切な事業者選定や指導監督等に努める。

障害者総合福祉法(仮称)について

質問 多くの障害者の願いであった「障害者自立支援法」の廃止と新法を制定する動きが強まっている。この間、様々な問題が指摘されてきた現行の障害者自立支援法に関して、区の見解を伺う。また、広範な障害者や関係する団体が、「障害者の希望・意見が反映された」障害者総合福祉法の制定を求めている。「新法のあるべき姿」について、区の見解を伺う。

答弁 障害者自立支援法は、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すことを目的として制定されたものだが、成立当初から、定率負担をはじめとして多くの課題が指摘されていた。このため国は新法制定を決定し、障害者や家族も参加する総合福祉部会を設置し、新法の検討を進めてきたと承知している。今後の部会の議論や国の動向を注視する。

質問 新法の制定で、国の財政責任を明確にさせること、また制定までの緊急課題に関して、自治体への財政支援等を国に求めるべきと考えるが、いかがか。

答弁 自治体への財政支援等については、区としても全国市長会要望などで国と地方の役割分担を明確にし、国の責任において措置すべきものを地方に転嫁しないことなどを、国に要望する。

質問 新たに創設された重度視覚障害者の同行援護の4月以降の利用者負担はどうなるか、また、負担増とならないよう区の対応が必要だが、いかがか。

答弁 所得がある方については、負担能力に応じ、ひと月あたりの上限額を定め、上限額になるまではサービス提供費用の1割相当額の負担になる。移行の際、利用者負担が増加する方については、激変緩和策を講じてきたが、4月以降は応能負担原則の適用とする。

質問 65歳以上の障害者は介護保険制度の介護給付が優先され、今まで受けられていたサービスが一定の制約を受けたり、利用料負担が増加する事態が起こっている。自立支援給付と介護保険法との適用関係については、利用者負担軽減を区独自で拡充すべきと考えるが、いかがか。また、個々のケース毎に実態に即した個別対応は欠かせない。サービス利用の判断は自治体の裁量によるところが大きく、利用者の利益と合意に基づいた柔軟な対応を求めるがいかがか。

答弁 現行制度では、障害福祉サービスと介護保険サービスの両方を受けている方については、これらを合算し基準額を超える場合に、基準額超過額を償還する制度がある。介護保険についても区独自の利用者負担軽減措置をとっており、更なる負担軽減策を区独自に講じる考えはない。サービス利用については、個々のケースの状況を踏まえ、柔軟に対応する。

一般質問の様子は

杉並区議会ホームページでご覧になれます。

※外環道関連の質問は次号で掲載します。